

# 鳥取県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例 (野鳥国内7例目)に係る野鳥監視重点区域の解除について

令和3年12月30日(木)

<鳥取県同時発表>

鳥取県鳥取市の環境試料(水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水)における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出(野鳥国内7例目)を受け、12月8日(水)に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきたところですが、その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、12月29日(水)24時に当該区域を解除しました。

## 1. 経緯

- 12月1日(水) ・ 鳥取県鳥取市で環境試料(水)を採取
- 12月8日(水) ・ 鳥取大学において検査を実施した結果、環境試料(水)から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出  
・ 採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 12月8日(水) ・ 鳥取県が野鳥緊急調査を実施  
～9日(木)
- 12月29日(水)24時 ・ 野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除(※)

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- ―野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- ―家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- ―環境試料(糞便、水等)の場合は、採取日の次の日を1日目とする

## 2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで最高レベルの「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

### 【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室  
代 表 03-3581-3351  
直 通 03-5721-8285  
担当公用携帯 090-8940-8582  
室 長 東岡 礼治 (内線 6470)  
室長補佐 村上 靖典 (内線 6675)  
係 長 庄司 亜香音 (内線 6473)  
担 当 宮澤 結有 (内線 6477)